

指定場所に出せるごみ／収集日の朝(午前8時まで)に出してください	もえるごみ	指定袋 もえるごみ 唐津市	●台所ごみ 水をよくきる	●ゴム・革製品 靴、長靴など	●プラスチック・ビニール類 洗剤・食品の容器、おもちゃ、CDなど	●使い捨てカイロ、乾燥剤 ●感熱紙 ●布類 資源物に出せない状態のもの ※灯油容器・米びつなど大きいプラスチック類は「もえないごみ」へ	●そのままでは出せないもの ●廃食用油 紙などに吸わせるか固形化処理をする 植物油はリサイクルもしています 出し方は「植物油食用油」欄をご覧ください	●木くず・せん定くず、発泡スチロール 口径5cm未満・袋に入る長さ切る	●ローブ・ひも類・ホース 50cm未満に切る	●紙おむつ 必ず付着物をとる
	もえないごみ	指定袋 もえないごみ 唐津市	●陶磁器、ガラス食器 皿、コップなど	●耐熱ガラス ●板ガラス	●小型電化製品 袋に入るもの 平成26年10月より小型家電のリサイクルを推進しています 詳しくは「使用済小型家電」欄をご覧ください ※家電4品目は出さないでください	●刃物類 ●金物類 鍋、フライパンなど	●電球 ●かさ ●ビニール被覆のハンガー	●計入りちようちん ●金属キャップ ●油やベンキが付いている缶	●割れた蛍光灯 ●大きなプラスチック類 灯油容器・米びつなど	●使い捨てライター 中身を使い切る
	かん類	指定袋 かん用 唐津市	●空き缶 ジュース、ビール、お酒、缶詰	●空き容器 お菓子、お茶、のりなどの容器	●スプレー缶	●空きびん ドリンク、ジャム、インスタントコーヒー、調味料、油物のびん、化粧空びんなど	●割れたびん	●火の気のない野外で行ってください。 ●スプレー缶あけ器を利用すると簡単に安全にガスを抜くことができます	●農薬容器	空き缶(アルミ・スチール)、生きびん(一升びん・ビールびん)は、リサイクルできます 地域の資源物回収団体、または販売店への引き取りにご協力ください
	びん類	指定袋 びん用 唐津市	●空きびん ドリンク、ジャム、インスタントコーヒー、調味料、油物のびん、化粧空びんなど	●割れたびん	●キャップは外してください プラスチック……もえるごみ 金属……もえないごみ	●板ガラス ●耐熱ガラス ●ガラス食器	●農薬容器	●農薬容器	●農薬容器	●農薬容器
	ペットボトル	専用容器へ 回収	●飲料・酒類・調味料用容器 ジュース・水・酒・みりん・しょうゆなど	●ペットボトル	●ペットボトル	●ペットボトル	●ペットボトル	●ペットボトル	●ペットボトル	●ペットボトル

指定場所に出せるもの	紙類	品目ごとに束ねる	●新聞・折り込みチラシ ●段ボール ●雑誌・書籍・包装紙・厚紙(箱) ●紙バック	●新聞とチラシ 一緒に束ねる	●段ボール 解体して束ねる	●紙バック 中を洗って束ねる	●雑誌・書籍・包装紙 箱類(段ボールは除く)など 刃は取る	●ビニールは分別	●キャップ付き 内側が銀色 またはビニール	●もえるごみへ
	布類	入透る袋に	●衣類 ●毛布・カーテンなど	●濡れると回収されません 雨・雪の日は出さないでください	●ふとんなど綿のつったもの、カーペット、じゅうたん	●汚れているもの	●布団・毛布等は「粗大ごみ」、衣類などは「もえるごみ」へ	●ビニール・革製品	●粗大ごみへ	●粗大ごみへ

回収場所	乾電池	市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください
	蛍光灯	市民センターに設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センターに設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センターに設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センターに設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください

指定場所に出せるもの	粗大ごみ(有料)	対象となるもの ①指定袋に入らない大きなごみ ②「リサイクル料金(有料)の必要なもの」や「市では処理できないもの」に該当しないもの タンク・机・イス、オルガンなど ピアノは不可 ふとん 粗大ごみとしてそのまま出す(2枚1組) じゅうたん、自転車、ストーブ・ガスコンロ・扇風機、ベッド・ソファ	粗大ごみ収集日に出す場合 ①ごみ袋販売店で粗大ごみ処理券を購入し、一品ごとに名前を書いて処理券をはりつけて出してください 1品の重さが 15kg未満 100円券 15kg以上30kg未満 210円券 30kg以上 410円券 詳しくは ☎53-7133(市民センター 市民係)まで	収集日の朝(午前8時まで)に出してください 粗大ごみ処理券購入の目安については、QRコードを読みとることで確認できます。	清掃センターに直接搬入する場合 ●搬入可能時間 平日8時30分～16時(12～13時を除く) 土・日・祝日・年末年始(12/31～1/3)は休み ●もえるもの、もえないものに分けてください ●せん定くず・木材などは、口径5cm未満、長さ2m程度に切ってください ●ローブ・ひも類・ホースなどは長さ50cm未満に切ってください ●ごみを出される本人や家族の人で搬入してください 50kg以下……410円 50kgを超える場合は、50kgまでごとに410円加算 詳しくは☎64-3106(清掃センター)まで
	回収場所	乾電池	市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください	●市民センター、公民館、小・中学校に設置している回収容器に箱や袋から出して入れてください

回収場所	植物性食用油	市では植物性食用油脂の回収を行っています	●回収した油はリサイクルします	●植物性食用油は、市民センターに設置している回収ボックスへ移し替えてください。	●植物性食用油(サラダ油など)のみが対象です
	小型家電	デジタルカメラ、ゲーム機(据置型・携帯型)、付録品(リモコン・ACアダプタ・充電器・電気コード)、パソコン	●市民センターや一部量販店等に設置している専用の回収ボックスに入れてください	●回収の対象は投入口(40cm×15cm)に入るものです ※入らないものは「もえないごみ」として出してください(パソコンは除く) ※電池やバッテリーなどは外してから入れてください	●回収の対象は投入口(40cm×15cm)に入るものです ※入らないものは「もえないごみ」として出してください(パソコンは除く) ※電池やバッテリーなどは外してから入れてください

回収場所	家電4品目	●処分にはリサイクル料金と収集運搬料金がかかります。●まずは購入した店(または買い替え店)にご相談ください	●販売店に依頼しない場合 ①郵便局の窓口でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を受け取る(別途振込手数料が必要です) ※リサイクル料金については「家電リサイクル券センター」のホームページをご覧ください(QRコードを読み取ることでホームページにつながります) ②指定引取場所に出す家電とリサイクル券を持ち込む ※指定引取場所 久留米運送(株) 唐津市久里3003-1 ☎77-4121 持ち込む場合は事前に日程の相談をお願いします	●ご自身で指定引取場所へ持ち込むことができない場合 市に引き取りを依頼する場合はご連絡ください 収集運搬料が、家電1台につき現金で2,410円必要です ②家電品は申し込み後、市が指定する場所まで出してください 詳しくは☎53-7133(市民センター 市民係)まで	家電リサイクル券センターHPはこちらのQRコードをスキャン
	家庭系パソコン	●パソコンは、市では収集しません 各メーカーへ回収・リサイクルを依頼してください R2R Reduce Reuse Recycle パソコン3R推進協会HPはこちらのQRコードをスキャン 各メーカー受付窓口は、パソコン3R推進協会でご確認ください	●宅配業者による回収 市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル機」と協定を締結し、不要になった家庭用パソコンを宅配便による無料回収で行っております。 リネットジャパンHPはこちらのQRコードをスキャン	●データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。) ●他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。 ●パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料。	●ご自身で指定引取場所へ持ち込むことができない場合 市に引き取りを依頼する場合はご連絡ください 収集運搬料が、家電1台につき現金で2,410円必要です ②家電品は申し込み後、市が指定する場所まで出してください 詳しくは☎53-7133(市民センター 市民係)まで

その他	処理困難物	●タイヤ ●自動車・バイクの部品類 ●農機具・漁具 ●ハウスビニール ●浴槽(ホーロー素材)	●建築廃材 ●塗料類 ●ブロック・かわら ●土・砂・石	●消火器 ●ガスボンベ ●農薬・薬品 ●ピアノ	●事業系(商店・事業所) ●事業系 → 清掃センターに直接搬入するか ●一般廃棄物 → 市の許可業者へ処理を依頼してください ●産業廃棄物 → 産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください ※事業所から出される金属類、プラスチック類は業種を問わず産業廃棄物です 産業廃棄物については、県庁循環型社会推進課 ☎0952-25-7078へ	●清掃センターに直接搬入する場合 50kg以下……820円 50kgを超える場合は、50kgまでごとに820円加算 詳しくは☎64-3106(清掃センター)まで
	できない処理	●市では処理できないもの	●市では処理できないもの	●市では処理できないもの	●市では処理できないもの	●市では処理できないもの